

見附市告示 第 1 3 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 6 条第 5 項の規程により農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第 6 項の規定により公告する。

なお、当該基本構想については、見附市役所農林創生課において、閲覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

見附市長 稲田 亮